

## 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 宿舎衛生対策実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会環境衛生対策要項に基づき、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会（以下、「県」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下、「会場地市町村」という。）が相互に連携を図り、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ（以下、「両大会」という。）における宿舎衛生を確保することを目的とする。

### 2 実施内容

#### (1) 営業宿泊施設の宿舎衛生対策

##### ア 営業宿泊施設の把握

宮崎県福祉保健部衛生管理課（以下、「衛生管理課」という。）及び保健所（宮崎市保健所を含む。以下同じ。）は、以下のとおり両大会参加者が利用する宿泊施設を把握する。

(ア) 県は、令和8年9月末日までに、「営業宿泊施設利用予定書」（別記様式第1号）を作成し、リストを管轄する保健所（県外に所在する施設にあたっては衛生管理課）に提出する。

(イ) 県は、提出日以降に営業宿泊施設について追加・変更があった場合には、速やかに追加・変更内容を提出する。

(ウ) 県は、(ア) で各保健所に提出した営業宿泊施設のリストの写しをまとめて、衛生管理課に提出する。

##### イ 衛生上の基準措置

営業宿泊施設における衛生上の措置基準は、旅館業法関係法令等に基づく衛生管理措置基準及び構造設備基準とする。

##### ウ 監視指導

衛生管理課及び保健所は、以下のとおり営業宿泊施設の監視指導を行う。なお、過年度において、対象施設の把握以前にすでに指導を実施していた場合は、これを把握後の指導に替えることができる。

(ア) 保健所は、原則として両大会開催までに、旅館業法等関係法令に基づく監視指導を行い、指摘事項がある場合には必要に応じて監視・指導票を営業者に交付する。また、循環ろ過式の浴槽を有する施設には、併せてレジオネラ症防止対策についての指導を実施する。なお、両大会期間中は、営業宿泊施設の衛生水準を勘案し、必要に応じて更なる監視・指導を行う。

(イ) 衛生管理課は、県から送付された県外の営業宿泊施設を所管する自治体に衛生指導を依頼する。

##### エ 宿舎衛生講習会

県は、保健所及び会場地市町村と連携し、次のとおり宿舎衛生講習会を実施する。なお、感染症対策や食品衛生対策の普及啓発を目的とした講習会と併せて実施することができる。

(ア) 講習の内容

- a 施設内及び施設周辺の清掃と衛生害虫等の対策
- b 客室、浴室、脱衣場、便所、洗面所等の衛生管理
- c 入浴施設におけるレジオネラ症防止対策
- d 寝具等の衛生的な管理
- e 給水、換気及び排水設備の衛生管理
- f ごみ分別容器の設置及び適切なごみ処理

(イ) 受講対象者

両大会参加者が宿泊する営業宿泊施設の責任者又は管理者

(ウ) 講習会の実施方法

令和8年度から両大会開催前までに、上記受講者が1回以上受講できるよう、日程及び会場の調整を行う。なお、県、会場地市町村及び保健所が主催する説明会等と併せて実施するなど、計画的かつ効率的に実施する。

(2) 転用施設の宿舎衛生対策

ア 転用施設の把握

衛生管理課及び保健所は、以下のとおり両大会参加者が利用する転用施設を把握する。

(ア) 会場地市町村は、「第81回国民スポーツ大会 宿泊施設充足対策要項」に基づき、転用施設を利用する場合には、「転用施設使用届出書」(別記様式第2号)を作成し、令和8年3月末日までに県へ提出する。それ以降に追加・変更した場合は、速やかに提出する。

(イ) 県は同届出書をまとめて衛生管理課へ送付し、衛生管理課が各該当保健所へ振り分ける。

イ 衛生上の措置基準

転用施設における衛生上の措置基準は、「転用施設における留意事項」(別紙)(以下、「留意事項」という。)を適用する。

ウ 監視指導

保健所は、衛生上の措置基準として、留意事項に基づき、必要に応じて、監視指導を行う。

エ 宿舎衛生講習会

(ア) 会場地市町村は、転用施設を利用する場合には、2(1)エの宿舎講習会に準じた転用施設の宿舎衛生講習会を実施する。

(イ) 保健所は、会場地市町村から講習会の協力要請があった場合は、積極的に対応する。

### 3 実施報告

(1) 衛生対策の推進

衛生管理課は、県・会場地市町村の依頼に基づき、宮崎県ホテル旅館衛生同業組合等関係団体の協力を得ながら、保健所に必要な助言・指導を指示するなど、効率的に宿舎衛生対策を推進する。

## (2) 宿舎衛生講習会

会場地市町村（宮崎市を除く。）は、この実施要領に基づく宿舎衛生講習会を実施した場合は、実施結果を、「宿舎衛生講習会実施報告書」（別記様式第3号）により、県に提出する。報告期限については、令和8年度中の実施結果は令和9年3月末日までに、それ以降は実施後速やかに提出する。県は、県実施分と併せて、速やかに衛生管理課へ提出する。宮崎市については、同様の様式、期限により県へ提出した後、県は宮崎市保健所に速やかに提出する。

## (3) 宿舎衛生監視指導

県管轄保健所は、この実施要領に基づく宿舎衛生監視指導の実施結果について、「宿舎衛生監視指導実施報告書」（別記様式第4号）により、衛生管理課へ提出した後、衛生管理課は県に速やかに提出する。報告期限については、令和8年度中の実施結果は令和9年3月末日までに、それ以降は実施後速やかに提出する。宮崎市保健所については、同様の様式、期限により、県へ提出する。

## 4 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県、衛生管理課及び宮崎市保健所が協議の上、別に定めるものとする。

営業宿泊施設利用予定報告書

年 月 日  
実行委員会

保健所長 様

対象となる大会の区分

日本のひなた宮崎 国スミ
日本のひなた宮崎 障スミ

番号	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	利用期間		宿泊予定人数 (1日当たり最大 宿泊人数)	食事の外注 (外注先)
					月 日 ( ) ~	月 日 ( )		
1					~		人 ( 人)	
2					~		人 ( 人)	
3					~		人 ( 人)	
4					~		人 ( 人)	
5					~		人 ( 人)	
6					~		人 ( 人)	
7					~		人 ( 人)	
8					~		人 ( 人)	
9					~		人 ( 人)	
10					~		人 ( 人)	
11					~		人 ( 人)	
12					~		人 ( 人)	

保健所長 様

年 月 日

実行委員会

転用施設使用届出書

整理番号	使用施設			使用期間	建物の構造 木造・鉄筋等	建物の総面積	宿泊人数	宿泊する客室		使用水 (※2)	浴室		洗面所			便所		備考	
	所在地	電話番号 (責任者連絡先)	FAX番号(※1)					責任者の氏名	延床面積		客室数	水道水/井戸水/その他	洗面の有無	貯湯槽の有無	洗面の有無	循環配管の有無	洗面の有無	大便秘器数	小便器数
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
13																			
14																			

※1 FAXがある場合は番号を記入すること

※2 使用水が水道水で受水槽がある場合、当該受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>超の簡易専用水道に該当するときは水道水の後に「簡専水」と、10m<sup>3</sup>以下の小規模貯水槽水道に該当するときは、水道水の後に「小規模」と記入すること

宿舎衛生講習会実施報告書

実行委員会

番号	開催年月日	講習時間	開催場所	主催者	対象者	参加人数	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

## 営業宿泊施設等衛生監視指導実施報告書

保健所

## 1 営業宿泊施設

種別	宿舍として利用される対象施設数	監視・指導件数	備考
旅館・ホテル			
簡易宿所			
合計			

## 2 転用施設

種別	宿舍として利用される対象施設数	監視・指導件数	備考
合計			

## 転用施設等における留意事項

### 1 客室

- (1) 睡眠を妨げるような余分な光は入らないようにすること。
- (2) 換気に注意すること。特に昼間は、室内の空気の入れ換えを行うこと。
- (3) 毎日1回以上掃除すること。
- (4) くず入れ等、日常生活に必要なものを用意すること。

### 2 寝具

- (1) 宿泊者数に応じて、必要な寝具を用意すること。
- (2) 寝具は清潔なものを提供すること。
- (3) 可能な限り日光消毒すること。

### 3 洗面所

- (1) 毎日1回以上清掃すること。
- (2) 石けんや清潔なコップ等を必要に応じて用意すること。

### 4 便所

- (1) 専用の履き物を用意すること。
- (2) 用便後は石けんによる手洗い（洗面所等の利用）をすすめること。
- (3) 備え付きのタオルは、清潔なものを用意すること。（ペーパータオルが望ましい。）
- (4) 防虫、防臭に注意するとともに、常に清潔にしておくこと。
- (5) 毎日1回以上清掃すること。

### 5 浴槽

- (1) 毎日1回以上清掃すること。
- (2) 入浴に必要な石けん、洗面器等を用意すること。
- (3) 浴槽水は、原則毎日（又は客室の使用ごとに）完全換水すること。また、共同浴室の浴槽水については、レジオネラ属菌の検査を実施し、10cfu/100ml未満であることを確認すること。（大会開催前2か月以内に確認することが望ましい。）また、1週間に1回以上、完全換水し、浴槽等の消毒を実施すること。

### 6 洗濯

宿泊者が洗濯できるように配慮すること。

### 7 宿泊者名簿

宿泊者名簿を揃えること。

### 8 飲料水関係

飲料水は水道水を使用すること。ただし、やむを得ず井戸水を使用する場合は、以下の項目を実施すること。

ア 飲料水水質検査を実施すること（検査項目：一般細菌、大腸菌、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩素イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、臭気、味、色

度及び濁度の 10 項目。国スポ開催前 3 か月以内に実施することが望ましい。)  
イ 水源及びその周辺を清潔にし、汚染防止に努めること。

## 9 その他

- (1) 施設内に、ねずみ、ハエ、蚊等が入らないように注意すること。
- (2) 建物の周囲を毎日清掃し、ゴミ等の処理は適切に行うこと。
- (3) 施設ごとに衛生管理課に当たる施設責任者を選任すること。
- (4) 大会期間中は、別表「宿舎衛生自主管理表」を作成し、自主管理を徹底すること。
- (5) 犬、猫、その他ペット等による事故が起きないように適切な管理を行うこと。
- (6) 施設責任者は、県が実施する宿舎衛生講習会等を必ず受講し、衛生知識の向上を図ること。
- (7) 施設内に消毒液を配置するなど、感染症予防に努めること。
- (8) 施設運営従事者、宿泊者の健康状態を確認し、感染症の疑い（下痢、嘔吐等）があった場合には、必要に応じ医療機関受診を促し、速やかに管轄の保健所に相談すること。また、消毒等必要な措置を講じること。

## 宿舎衛生自主管理表

★国スポ期間中は、毎日1回以上チェックしましょう。

★○、△、×のチェックを行い、△、×の項目はすぐに改善しましょう。【○=良好、△=不十分、×=不備】

施設の名称及び所在地:									備考
点検項目		点検月日							備考
客室	1	睡眠を妨げるような余分な光が入らないようにしているか。							
	2	換気に注意しているか。 特に昼間は、室内の空気の入換えを行っているか。							
	3	毎日1回以上は清掃しているか。							
	4	くず入れ等、日常生活に必要なものを用意しているか。							
寝具	1	宿泊者数に応じて、必要な寝具を用意しているか。							
	2	寝具は清潔なものを提供しているか。							
	3	可能な限り日光消毒すること。							
洗面所	1	毎日1回以上は清掃しているか。							
	2	石けん、コップ等を必要に応じて用意しているか。							
便所	1	専用の履き物を用意しているか。							
	2	用後は石けんによる手洗いをすすめているか。							
	3	備え付けのタオルは、清潔にしているか。							
	4	防虫・防臭に注意し、清潔にしているか。							
	5	毎日1回以上は清掃しているか。							
浴室の管理	1	毎日1回以上は清掃しているか。							
	2	入浴に必要な石けん、洗面器等を用意しているか。							
	3	浴槽水は原則(又は客室の使用ごとに)完全換水し、その都度浴槽を清掃しているか。							
	4	共同浴室の	使用期間前にレジオネラ属菌が10cfu/100ml未満であることを確認したか。						
	5	浴槽水	1週間に1回以上完全に換水し、浴槽等を消毒しているか。						
洗濯	1	宿泊者が洗濯できるように配慮しているか。							
名簿	1	宿泊者名簿を備えているか。							
飲料水	1	水道水を使用しているか。							
	2	井戸水等	使用期間前に水質検査を実施したか。						
	3	使用の場合	水源及びその周辺を清潔にし、汚染防止に努めているか。						
施設責任者印(または署名)									